

北一輝考

二・二六事件との関連性

(その二)

岡田大一

九

前項で述べたように、北一輝が「日本改造法案大綱」で論じた「天皇觀」と青年将校の抱懐するそれとの間には越えがたい深淵が存在したことは確実であろう。三島由紀夫は、昭和六、七年ごろの国家主義運動を背景とした作品『奔馬¹⁾』の中で、主人公飯沼勲が、父親の感化で、天皇に恋い焦がれる『恋闕』²⁾の情を篤くもつていて、北の「改造法案大綱」に悪魔的な傲りの香りを嗅ぎ取っていたと書いているが、三島はここで、北一輝が『恋闕』の情の持主でもなく、天皇主義者でもなかつたことを主張したかったのである。昭和十二年八月十九日、西田税とともに刑場で銃殺刑に処せられるとき、西田の獎めをことわって、ついに「天皇陛下万歳」を三唱しなかつたと伝えられているが、このことは、北が、青年将校たちは肌合いの違つた「天皇觀」を終生もちつづけたことを物語るものではなかろうかと思われる。

したがつて、東京陸軍軍法会議に於て、「叛乱ノ主動者トシテ行動シ、…」と断じているのはいかにも不当な判決と解釈されるのであって、せいぜい「側面的援助」の程度にとどまっているものと考えるのである。この点は、「日本改造法案大綱」そのものに対する北自身の考え方の時代的変化を観察していつても首肯できるところと思う。

すなわち、かれは「改造法案」の主張するところに対し、著作当時の情熱を、国内情勢の変遷とともに漸次喪失していくのではないかと推測するのである。

大正九年（一九二〇）初め、北は、帰国してまもなく「改造法案」を謄写版刷で周囲に頒布した（このときは原題「國家改造法案原理大綱」をそのままタイトルとした）が、これが、貴族院の江木千之によつて危険思想と非難され、出版法違反に問われて、三十円の罰金処分を受けることになつた。次いで三年後の大正十二年（一九二三）に、本文の一部を削除し、全体にわたつて伏字だらけの「法案」を改造社から出版した（このとき改題して「日本改造法案大綱」とした）が、この体裁では、かれの主張を世間に理解させることは到底期待できなかつたのである。

こうした事情を背景として、大正十五年（一九二六）二月ごろに、こ入つてからは専ら西田のみを介して内外の連絡に当らしめたのである。

蓋し「法案」の主張する処一主体を国民に置き、天皇はその「国民の総代表」と位置付ける「天皇觀」や、実質的には軍人によるクーデター政権が改造を断行するとの方策一は当時の国内情勢にはまったく適応しない非現実的なものと判断したためであろう。現人神としての天皇に対する国民的景仰心とか、その前年の大正十四年（一九二五）の「宇垣軍縮」に象徴されるような軍人に對しての離反ムードが当時の「現実」であったからである。

こうして、西田税に出版権を委譲した大正十五年の時点から、北一輝は「日本改造法案大綱」とは、少なくとも社会的に見て、訣別したのである。これ以降に於ける北には、「法案」的思想家として堂々の論陣を張る姿勢がついに見受けられなくなつていったのである。

二・二六事件後、当局の取調べに際しても、北は「改造法案」の不適応性に関して反省のことばや態度を示しているのである。

すなわち、事件後に特設された陸軍軍法会議の法廷で、かれは「日本改造法案大綱は上海の動乱中にて執筆したるものにて、今日の如き平時に於ては相当加筆を要する部分あると思ふも、根本的指導原理たる天皇大権の發動に依り行ふ等の点は變りありません。只、今日著述するならば、最も（？）変つたものが出来ると思ひます」と陳述したと伝えられているし、また、同じく事件後の昭和十一年四月七日に東京憲兵隊が、三井合名の池田成彬（昭和九年ごろから事件直前まで、同合名の有賀長文理事から引き継いで、北に生活費や運動費を貢いでいた）から事情を聴取したとき

にも、池田の印象として、北が「改造法案」の思想とは「全く変化した、漸進的な改造意見をもつておる人物」と見受けたとし、さらに、池田は「北自身も常々改造法案は大正八年ごろ書いたので、その頃とは全然考へも異つて居ると申して居り……」と証言している。

このようにして、出版権委譲後の北一輝は、「法案」的思想家として

の立場を、その心底はどのようであれ、少くとも社会活動のうえでは放棄して、つぎに述べるように、現実生活に生き抜く分野を他に求めていったのである。したがつて、事件將校の叛乱行為を主動者として煽動し、^{援助}したとするのは、先ず以て当らないと解すべきであろう。

西田税は版権の委譲を受けたあと、昭和三年（一九二八）十一月に小型の普及版を刊行している。そのなかの削除箇所や伏字部分に、先年発禁処分を受けた北の贋写版刷をもとにして、インキで原文を書き込んで完全な形に復したものを、友人の青年將校達（その中には二・二六事件の指導者と目されていた磯部浅一や村中孝次が含まれていた）に見せて、西田自身の流儀で、解説し指導したことは充分に考えられる。思うに、この西田流の解説による「改造法案」が彼ら青年將校にアップールした点は、ひとつは軍人のクーデター政権が改造を断行することにあり、もうひとつはその軍人が下級將校こそを本命とすべしということにあったのではなかろうか。ことにこの後者の場合は、北の著書「支那革命外史」²⁾の中でも、辛亥革命時代の國家主義者の「團集」が軍隊と連絡運動をする場合には「大隊長以上に結托せざることを原則」としたり。革命さるべき程に墮落せる國に於ては大隊長以上の榮位に在る者は悉く飽食暖衣の徒にして冒險の氣概なきは固よりなり。特に已に斯る榮位を得たるは軍功學識にあらずして一に請托贈賄の賜なるが故に、其關係上直ちに反覆密告に出づべきは推想し得べし」として、下級將校と手を結んで事を擧げるべきであると主張していることなどは、かねてから北の眞陶を受けている西田が周辺の青年將校たちにとくにサジェストしたものではなかつたかと推察される。

十

北一輝が「法案」の思想家の道を自ら放棄した場合、かれの、現実を生き抜く活動分野はどこか。定職なし、有力な後援者も持たない北の選んだ道は結局の処、「右翼浪人」の道であり、「事件屋」のそれであつたのである。

自分の名前を売るのに格好の事件がおこれば、それにすかさず介入し、

お金になりそうな問題があれば、それを事件化して荒稼する類のものであります。

このような志向は、かれが中国から帰国して間もなく、すなわち、まだ「法案」的思想家の道を断念する以前から現われて、少なくとも昭和六年末ごろからの三井財閥の経済的援助を受けるようになるまでつづくように思われる。三井からの援助は、当時ドル買いなどで財閥への批判が強くなりつつあつたので、北が急進的な青年将校を掌握し、右翼界にも睨みがきくと踏んで（実情は必ずしも左様とは思われないが）実現したもので、このため、かれの家計が著しく安定化した状態で一・二六事件時に至るのである。

さて、北一輝が「右翼浪人」の活動を開始した最初のケースが、大正九年（一九二〇）二月の「宮中某重大事件」である。皇太子妃として内定していた久邇宮良子女王殿下（現皇后）の母方の島津家に色盲の遺伝の疑いがあるとして、この成婚に異議をとなえたのが、ときの元老山県有朋らであった。山県は長州の出身であつたため、この宮中問題を契機として、維新以来の薩長派閥の対立がまたまた火を噴いたと世間はみたのである。北は右翼界の巨頭であった頭山満の側に加担して山県に反対し、かれの子分は山県の暗殺までも計画したといわれている。結局、もとの鞘におさまって成婚は成立したが、これを機として元老山県は失脚していったのである。

その後の数年間にわたる、この方面での北の行動は関係資料が乏しく分明しないが、大正十五年（一九二六）になると、「事件屋」的——むしろ「脅喝屋」的ともいえるかも知れない——活動が顕著になつてくる。

北は、この年に、安田共済生命保険事件・十五銀行事件・朴烈、文子の怪写真事件及び宮内省怪文書事件と相次いで諸事件をつくり上げて、関係筋から金品を強請さえもしているのである。安田共済生命保険事件

というのは、馘首された社員が、その処分に反対する労働争議をはじめたため、争議調停にのり出した北が会社側に有利な解決法を示して、労働者側ときびしく対立して、それを押し切ろうとした事件である。このとき、労働者側を応援したのが、北のライバルであった大川周明であつたから、この事件によつて両者の対立はいっそう激化したのであつた。（北が上海で書き上げた「改造法案」を一読していくく感激した大川周明が、かれを日本に帰国させたのであり、両者は「猶存社」で短期間ではあるが同志的活動をした間柄であったが、やがて意見の相違で別離し、お互に反目し合うライバルとなつていくのである。）

ちなみに、西田税が北の陣営に参加したのは、この安田共済保険事件のときで、これから終始行動を共にしていくのである。

安田事件のあと、十五銀行事件がおこる。十五銀行は当時「華族銀行」といわれていたように、宮内省御用の看板をかかけた、東京五大銀行の一つであった。北は、この銀行がときの政権と結託してほしいままに放漫經營をおこなつていると暴露したパンフレットを各方面に頒布したため、政界に大きな衝撃を与えて、一木喜徳郎宮相まで仲に入つて收拾をはかつた事件である。この銀行は、間もなくして（翌年四月）、金融恐慌の波を受けて倒産してしまつたから、北の攻撃も相当の根拠をもつて為されたのであらうか。

この事件につづいて、北は朴烈、文子の怪写真事件をかかげて、司法省の腐敗振りを攻撃する。同じ大正十五年七月のことであった。在日朝鮮人で無政府主義者であった朴烈が、天皇暗殺をくわだてたとの理由で、その妻金子文子とともに逮捕され、無期懲役となつたが（朴烈は恩赦で死刑から無期に減刑）、その取調べ中、市ヶ谷刑務所内で、たまたま予審判事が、朴烈が文子を膝にのせて寄りそつて写真をとつたところ、その写真が秘かに所外にもち出されて北がこれを入手、写真を貼布したパン

フレットを作つて発表したのである。これはときの若槻内閣に危機をもたらしたが、ほかにも獄事件や陸軍機密費横領事件などをかかえていた憲政会や政友会は互いの政治的駆引で、この写真事件を議会で取り上げないことにして、うやむやのうちに落着しているのである。

このように、北は政界・官界・財界等の恥部を摘発し、非難し、公表したが、これらの事件の多くが、結局の処うやむやな状態でおさまっているのは、恐らくは関係筋から北を懷柔するための工作資金がかれに手渡されているのではないかと推測される。

しかしながら、つづいて事件化した宮内省怪文書事件はそれまでのようには甘い結果には終らなかつたのである。

この事件は、宮内省当局が北海道の不要御料地を放慢なやりかたで払下げし、ときの内大臣牧野伸顕・宮内次官関屋貞三郎等にこれに関する収賄行為があつたとして、天皇に対する大逆不敬事件なりと弾劾したものであつたが、実力者牧野伸顕の強大な壁に阻まれて、北は西田とともに暴力行為等の廉で起訴され、昭和三年十月ごろ、東京控訴院に於て暴力行為等取締規則違反で懲役三月、執行猶予四年の判決を受けたのであつた。

ともあれ、北一輝が帰国以来、右翼浪人として、事件屋として、虎視眈眈として相手の弱点を狙い撃ちして生活資金を稼ぐというやりかたは、かつて、独断的な言辞に満ちていたとはいえ、堂々の論陣を張った思想家のロマンチズム的な立場と比べて、いかに現実に墮したとしても、著しく次元の低落さを認めざるを得ないのである。しかも、その相手と狙う対象が、多くの場合第一級の人物または団体であったことは、自らの大物振りを、「一匹狼」の大物たることを世間に示威する意欲が強かった故であろうか。しかしながら、北の、この間の「生計」はまことに不安定なものがあつたと思われる。これに関して、一二・二六事件後、

三井合名の池田成彬（昭和九年後半ごろから、北に生活費や運動費を援助していた）が坂本東京憲兵隊長に提出した「顧末書」（昭和十一年（一九三六）三月二十八日付）の一節に、北が池田に告白して「自分は赤貧洗ふが如く、家賃も滞納し……」とあるのが、当時の生活状態を指したものであると考えられる（尤も、この告白が、三井からの援助を受けて生活振りが改善された「いま」の状態を表現しているようであるが、後述するように、「いま」は相当以上にせい沢な暮しあつたから、恐らくは「以前」のそれをからませてのことばであるうかと推察される。）

さて、北一輝は、昭和のはじめごろから、中野正剛・森格らの国家主義の政治家とも知己関係をもつようになり、政界事情の精通にも随分と役立てたようである。

昭和五年（一九三〇）のロンドン軍縮条約批准をめぐって、ときの浜口内閣を攻撃する最強の武器となつた「統帥権干犯」という新造語は他ならぬ北一輝の発明したものと伝えられている。もともと、大日本帝国憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とあって、陸海軍の指揮統率は大元帥たる天皇の権限に属し（慣例として、陸軍の参謀本部と海軍の軍令部が天皇を補佐する）、國務大臣の権限外とされていたが、第十二条「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」にも統帥権がおよんで、國務大臣の所管外になるかどうかが問題となるのである。陸海軍の編制と常備兵額の決定には、國の外交政策や財政事情と密接な関係があるので、これは天皇の大権事項ではあるが、内閣の責任にも属するとの解釈が美濃部達吉博士を含めた憲法学者の有力意見であった。しかしながら、当時の海軍軍令部長加藤寛治は、この第十二条にも統帥権は及ぶという見解をとり、北一輝も艦艇比率を英米の五・五に対し日本を三に制限するという政府の決定は明らかに天皇の大権たる統帥権を干犯したものとの立場をとつたのである。当時野党の立場にあつた政友会も、政府の取

り極めには統帥権干犯のおそれがあると議会で非難したが、このときの政友会の幹事長が森格であつて、北との交友関係にあつたことも注目されねはならないと思う。北は、このあとも引きつづき政府案に反対する工作をつづけ、枢密顧問官らの説得に当つては、結局は軍縮を歓迎する世論に支持された政府案によつて押し切られてしまつたのである。

しかし、いまここで思いを深めるのは、「統帥権干犯」なる、天皇の「絶対專制」を容認するようなことばを発明した人物と、かつて帝国憲法を読みぬき、読みやぶつて「国民の天皇・国民の日本」を主張した「改造法案」の著者とがまったくの同一人物であったことなのである。まことに北一輝は、「法案」的思想を、その心底はいかにあれ、とにかくも放棄したのであつた。

北が「統帥権干犯」を呼号していた折、当時の外務次官永井柳太郎が突然に北邸に現われて、「陶酔軒だなんて支那料理の看板みたいで宣敷くネー」と言つたというエピソードが伝えられている。³⁾

十一

この年（昭和五年）十一月に、浜口首相が愛国社（右翼団体）の佐郷屋留雄に狙撃されて重傷をおう事件が発生した。これは、ロンドン条約を締結し、統帥権干犯を強行した浜口内閣を倒壊させようとしたテロであつた。この事件を先がけとして、翌六年（一九三二）には三月事件・十月事件と軍部のクーデター計画が相次いで発覚している。この一連のテロやクーデター未発事件は、ロンドン条約と統帥権干犯に憤激した右翼分子と軍部急進派が政府転覆を目指したものであつた。このような直接行動に訴える時代がまさに到来したかと思われるときに、金輸出再禁止をみこした三井や三菱などの大財閥が円売り・ドル買いに走つて大儲けをたくらんだために、世論の指弾をあびる事態がおこつたのである。

北が昭和六年（一九三一）末ごろから、三井合名から多額の生活資金や運動資金を貢がれるようになったのは、このドル買い問題で右翼や軍部に睨まれた三井銀行の池田成彬が、身辺の危険を防衛するため、北に援助方を依頼したことによるのである。

この間の事情に関して、二・二六事件時から、戒厳司令部参謀長の職にあつた安井藤治中将の「備忘録」（昭和十一年二月二十九日から同七月十五日まで）の中にも、三か所にわたつて記載されている。いま、その一つを示すと、その四月十日欄に、「一、池田成彬（三井合名専務理事）今回ノ事件ニ関係アリト認ムルヲ得ス 北一輝トノ経緯 弗賀問題ノ際 三井董役ノ身辺危険トナル 有賀長文（三井合名常務理事）ノ意見ニ依リ、中野正剛ヲ照（？）介者トシテ北一輝ニ会フハ初メテ 北ヲ利用シ身辺ノ危険ヲ除カントスルカ目的 其際有賀カ北ニ二・三万円ヲ与フ（昭和六年ノ暮又ハ七年ノ春）昭和七年下末（？）期ニ二万円ヲ与フ 昭和八年ニ池田カ有賀ニ代リ三井ノ常務理事トナル 其内ニ東北地方ノ冷害問題起リ三井ハ三千万出スヲ至当トスト云フ説カ起リシ際ニ北ハ三百万円ニテ結構ト意見ヲ述フ 池田ハ北ヲ信用スル様ニナル 昭和九年有賀ガ歐州へ出発スル際ニ毎半年ニ一万円宛北一輝ニ与フル様申送リアリ 昭和十年初メ一萬円ヲ与フ 昨年八月北カ支那ヘ行キ度ク側面ヨリ工作スル故五千円呉レト云ヒ即座ニ与フ 北ハ支那ヘ行カス 十月マタ五千円ヲ要求ス 五千円ヲ与フ 十二月末ニ既定ノ如ク一万円ヲ与フ 然シナカラ結果ニ於テ青年將校ヲ躍ラセ 怪文書ノ資料トナリ誠ニスマセヌ 初メ北ト遇フタ時 日本改造法案ノ思想ト異リ 漸進主義者ト思ハル」とあつて、北が三井に癒着するきっかけをつくったのは三井合名の常務理事有賀長文で、さきに述べたように、有賀がドル買い問題で池田の身辺に迫る危険を予防し、掩護を依頼しようと北の自宅を訪問したのが、両者の接触関係の契機となつた。このときに手渡された二、三万円は今日では

五、六千万円以上にも相当する金額であろう。その後の三井は、池田自身がパトロンとなつて、二・二六事件の勃発する直前まで、お盆と歳暮ごとに一万円ずつを渡しており、その他に五千円を二回にわたりて余分に与えている。北に対するこのようない援助金は当時の世相の陥悪化を反映したことであろう。昭和七年（一九三二）の二月には、血盟団の手によって前蔵相井上準之助が暗殺され、三月には、同じく血盟団によつて三井合名理事長田琢磨が射殺された。五月に入ると、五・一五事件がおこつて、海軍青年将校らが犬養毅首相を暗殺している。こうした凄まじいテロ風潮に、とくに田琢磨が殺されたことには、三井が強い衝撃を受けたであろうことは容易に推察できる。

北一輝は、このような先方の深刻なショック状態につけ込んで、自分を有利に売り込もうとし、必要な場合は凄味を帯びた執拗さで要求を通そうとする節さえ見受けられるのである。いま、その真相を、二・二六事件後に、池田が坂本東京憲兵隊長に提出した「顧末書」（昭和十一年三月二十八日付）を、長文ではあるが引用して、明らかにしたいと思う。

「一、同人（※北一輝のこと）には、昭和七年下季頃、常務理事有賀長文氏の紹介で、三井合名会社で面接し、爾來昨年初秋頃迄数回にわたり

来訪を受け面接して、北一輝なる人物の存在を認識した。其際彼の力説したる事は、同人が多数の青年将校と親交ある事実を述べ、而して五・一五事件以来青年将校の思想に一大衝動を來し、此儘に放擲せんか、皇軍の前途寒心すべきものあり、依よつて自分は此等矯激なる青年将校の思想

善導に日夜苦心し居る衷情を吐露し、而して同人は毎時も費用の窮迫を訴えた。

二、昨年七、八月頃、支那外交部長張群氏は自分の旧来の知友で別懇の間柄なるを以て、自分が渡支して日支の国交調整に側面より援助すれば効果多大なるものありと信ずるを以て、その費用の援助方依頼あり。

之を承諾して金五千円を支出した。

三、其後、彼は自分は赤貧洗ふが如く、家賃の滞納数年に及んでいるから、その一部の支払いや電話買求の費用を援助されたいと懇請して止ます。当方は前回援助せし渡支費を他に流用した不信を難詰したが、斯く小額では渡支困難なりと答えたのみ、請求頗る執拗、遂に再び金五千円を支出した。

四、昨年十二月金壹万円を支出した。彼の費用援助の請求余りに頻繁にして、当方の堪ゆる処ではないので、費用援助関係は如何なる辞名を以てしても、将来一切応諾難致旨彼に声明したこと一再ならず、彼容易に首肯せず。此折衝の間當方より、其代り盆暮は如何なる人も費用の必要を感じる時機なるを以て一年二回援助すると言つた言責を十二月に至り直に利用して請求を為したので、前記の金額を承諾し、爾後如何なる辞名を以てしても断じて中間の請求を排し、而して第二次に盆暮二度の援助金額を減少せんとしたる意図に出たものであった。

之を要するに、彼の當方に対する態度は表面脅迫的ならずして恭候、辭令亦巧妙なるも、一種の凄味を帶び、之を排撃して請求を峻拒せんか、今日の錯綜せる社会状勢に在りては、如何なる報復手段に出づるや難計との観念を与へたるのみならず、一度援助金を請求して聽かれざる時は、毎日にも電話を以て面会を要求し、遂に目的の達成を見ざれば止まりし、其執拗なる態度に至りては、尋常人の到底せざるべからざるに至れるものである。

五、昭和十一年一月下旬、電話を以て会見を申込まれたことがあるが、之を拒絶した」とある。

この「顧末書」に記載されているように、北は、多数の急進派青年将校とは親交があり、五・一五事件以来動搖の甚しい彼等の思想の善導には日夜苦心を重ねているとして、暗に自分でなければ収まらないことを

誇示している。また、援助金の請求を拒絶されると、いまのような世の中ではどんな変事がおこるかも分らないと、鬼氣を帯びながらも恭僕に「脅迫」するのである。池田が援助金を与えて強く期待したのは、いつに、北の手によって急進派の青年将校を懷柔することであった。昭和十一年四月七日付、東京憲兵本部の憲兵少佐福本龜治に係る「池田成彬聴取書」にも、北が青年将校達といつも接触を保っていること、五・一五事件の被告人達が「日本改造法案大綱」を読んでおること等々を本人から聞いた池田は、北には相当に多数の青年将校の信奉者があると信じて、援助金を与えることに前向きとなつたとしている。さらに、かれを通じて、青年将校に自分達の資本主義修正の気持を理解させ、また、三井の何者であるか、その実体をも知らせようと希望したとしているとともに、いっぽう、北を通じて軍部の実情を把握したいとの考えをもつていたと述べている。

このような池田の切実な期待に応える実力を、北一輝が実際に備えていたかどうか。これまでにも、ときにふれて述べてきたように、北が決起将校と直接に接触したことはそれまでにほとんど見受けられないし、また、意識してそれを避けてきたのである。いわんや、援助金の一部でも割いて、矯激な青年将校に対する指導資金に当てたという形跡もまったく見当らない。

そして、西田がかれに代つて、接触し、指導をおこなつていたが、その西田にしても、果してかれら将校を全部的に掌握していたかどうかは甚だ疑問である。何故ならば、西田が同志的に接触した青年将校の多くは決起将校の先輩に当り、^{特に}僅かに磯部浅一や村中孝次の浪人組がその中に入る程度であつたのであり、現役組の事件将校との緊密な交友関係はほとんど認められなかつたからである。

こうした事情を検討してみて、北が多数の青年将校と親交があり、か

れらの思想の善導に日夜苦心している等々と池田に力説するのは、いわば「ゼスチュア」であつて、相手にそのように思いこませた方が援助金の受け取りにはるかに有利であるとの計算に立つたものと考えられる。

「ゼスチュア」と云えば、つぎに述べるように、北が一転して豪奢な生活を営むことも、また、後で述べる予定の、法華經誦經と「靈告」三昧に耽つたカリスマ的生活に閉じこもることも、これらはすべて、北自身が「超人的存在」なることを世間に示威するための擬勢にほかなりなかつたと解釈したいのである。

ちなみに、事件後の第三回憲兵調書（昭和十一年三月六日、東京憲兵本部の陸軍憲兵少佐（名欠）の取り調べ）によると、「改造法案」で財閥を否定しながら、三井から生活費を受けておるのは如何と問われて、北は、生活費の全部を受けているのではないが、「法案」で財閥を否定して居るといつても、それとこれとは別問題で、恰も明治維進当時の柱小五郎や西郷吉之助が藩侯の禄をもらっていたのと、其の本質に於ては大差がないと思うと答えていた。三井のほかにも援助を受けているかの質問に、久原房之助から千円か二千円、中野正剛から金を借りて返さなかつたことがあるし、また、永井柳太郎よりも少しずつ援助を受けた…と述べている。

十二

北一輝が三井財閥から援助金を受け取るようになると、かれの生活振りは一転して豪勢なものになる（以前の生活状態に関する具体的な資料を持ちあわせていないが、恐らく安定を欠くものであつたと思われる）。いま、当時は決起将校の先輩に当り、僅かに磯部浅一や村中孝次の浪人組がその中に入る程度であつたのであり、現役組の事件将校との緊密な交友関係はみていくたい。この調書は東京市の大久保百人町三百五十番地に所在した北

家の住み込み女中の山田サトからの聴取書である。彼女は、昭和六年八月十
二日から昭和八年八月上旬まで満二年間にわたって奉公していた。その当時
の同家の家族は、主人輝次郎（別名二輝）・同夫人やす（別名スズ）・長男
大輝（養子で当時成城中学校四年生）・書生石井某・下男鈴木助七と女中
が山田他二名の計八名であった（昭和七年十一月以降、自動車運転手が加
わって計九名となる）。山田サトは、昭和七年三月ごろから、同家の生活
費の会計を任かされていたのである。

生活費：一ヶ月概ね^{おおよそ}八百円位。

その費途の大体の内訳

米屋の支払金	約七拾円
魚屋	約三拾円
八百屋	約二拾五円
薬屋	約拾円
洗濯屋	約一拾円
酒屋	約六拾円
瓦斯会社	約一拾円
電燈料	約三拾円
デパート	約二百円
女中給料	約七拾円（四人分）（※下男分も含むか）
書生給料	約拾六円
運転手給料	約七拾円（昭和七年十月頃迄 ^{までは} は自動車が なかった。自動車代として毎月 約三百円程支払った）

以上その他、台廻（？）用雜小使（？）費として毎月約壹百五拾円を渡
された。家賃は、深い事情は知らないが、家主梅谷さんとゴタゴタして
居った様で、其の為、私の居る間は支払いをしなかった様である。私の

手を通しては支払っていない。其の外、主人がデパート其他で珍しい
品物等があると時々買って来られるから、この金丈けでも月約二百円位
の額には上ると思う。尤も景気の良い時と悪い時があるらしいので、一
様には申上げる事は出来ないが…。

山田サトの供述中にある、北が西田等に御金をやっていた云々に関連して、
前掲した第三回憲兵調査のなかで、三井の援助金額に関する尋問に、北は、「昭
和十年末に受領した一万五千円のうちから、西田に三千円か三千五百円を、薩
摩に二千円を与え」云々と答えているから、西田等には月末か盆暮か、とにか
く入金すると何がしかの生活費を与えていたのである。

北は、昭和十年七、八月頃、渡支の費用として池田から臨時に五千円
をもらっているが（前述）、この頃に中野区桃園町四十番地の借家に移転
し、家賃一年分二千四百円をその臨時援助金の中から前払いしている（第
三回憲兵調査に於ける北の供述）。この借家は、約五千平方米もある高台
の敷地に、洋館の二階建で、庭は一面の芝生、向うには小山あり、谷あ
りの豪邸であったと、当時の中野警察署特高主任が記録している。⁴⁾北は、
この家でも、女中三人、自動車運転手一人を雇用していたのである。二
・二六事件勃発直後（昭和十一年一月二十八日）に、北が憲兵によつて檢
挙されたのは、この堂々たる邸宅からであった。

とにかくも、今日の物価指数からみれば、月何百万円の豪勢な生活が、
昭和七年ごろから十一年の北の逮捕まで維持されたのであって、この生
活費のすべては三井の援助金に依存していたのである。

ここで、前に掲げた女中の山田サトの供述で、当時北家に出入りした事件関
係人物などに就いて一筆してみると、西田税や薩摩雄次は連日のように訪れて、

主人北と応接間でよく話し合っていたこと、来客の取り次ぎは書生や他の女中がやっていたからあまり分らないが、毎日四、五人の訪客があつたようである。

軍人のお客様では相沢（三郎中佐、昭和十年八月十二日、陸軍省で永田鉄山軍務局長を斬殺）。栗原（安秀中尉、事件将校の中心人物のひとり）。山口（一太郎大尉、事件将校の決起にシンパ的役割を果した。当時の侍従武官長本庄大将の女婿）。安藤（輝三大尉、事件将校の中核人物のひとり）などで、おもに夕方か日曜日に来訪した。日曜日には、士官学校生徒が五、六人か七、八人揃ってやって來たが、夕方何時まで帰校しなければならないから、早く食事の準備をするようにとよく言われた。主人は毎日のよう外出し、時折は夜十二時ころ帰宅、旅行のとき以外は外泊しなかった。大変な日連宗信者で、夫人とともに、毎朝夕、在宅のときは必ずおつとめをやつた等々であった。⁵⁾

十三

前掲した第三回「憲兵調書」（昭和十一年三月六日）に據ると、「日本改造法案大綱」（証第二号）を書いた當時と思想に大差はないかと尋問さ

れた北一輝は、根本に於て相違はないが、逐次净化しようと思つてゐるが、この「净化」の意味はなかなかに深長である。思うに、北が恐喝屋的生活のかたわら、法華経の読經三昧に没入していきたその「靈的生活」（北自身の表現。「神秘的生活」とも称した）を通して「净化」をかちとろうとしたのであろうか。

二・二六事件後の第一回憲兵調書（昭和十一年三月二日、東京憲兵隊本部の陸軍憲兵曹長（名欠）取り調べ）のなかで、北はつぎのように供述している。「一、私は三十四才の時より法華経を信仰して居りますが、特に最近数年間は、外部との交際を避け、國体觀念とか日本主義と言つた様な思想問題の研究、又は之等の主義主張に対する批評等は全然避け、只管法華経の誦詠に専念して、其の奥義を極める為め全力を傾注して居りますが、併し乍ら其間にも、昭和七年三月頃日仏同盟に関する建

白書及昭和十年七月に對支投資に於ける日米財團の提議（いずれもパンフレット程度のもので、『改造法案』執筆後、かれが書いたのは此の二編だけである。三井からの援助を受けて、家計が安定した状況のもとにつくられた）と題して、贋写刷印刷物を各数十部宛作成して、外務省陸海軍方面へ密かに送附したことがありますが、其の他には外部との交渉は殆ど断つて居ります。」として、ただ一途に靈的な、神秘的な生活に沈潜して、世間とは一切没交渉であつたとするのである。⁶⁾

このようなかれの「靈的生活」は、毎朝夕に法華経を大音声で夫人と共に讀經し（実弟の北玲吉は「十人以上が合唱しているように聞えた」と語っている）、その最中に神憑となつた夫人の降すことばを「靈告」なりと受けとめて、周辺の人々を畏怖させたのである。二月事件の際、この靈告が決起將校を指導し、使嗾したとして軍法会議で厳しく弾劾されたのであつた（後述）。

本来、北一輝の誕生地は佐渡の新穂村で、この地は鎌倉時代の日連上人流刑地であったから、この法縁に結ばれて、後年かれが熱烈な法華経信者になつたことも肯けるのである。前掲の第一回憲兵調書のなかで供述しているように、北は三十四才の時より法華経の信仰生活に入つてゐるが、この時点は丁度かれの二番目の著作「支那革命外史」を執筆していたときに當る。北は、この著書を「大正安國論」とまで称して、法華経の教えを隨處に引用し、この妙法蓮華経の靈力によつて中国革命の達成を念願するのである。

当時（大正四、五年ごろ）の支那は、辛亥革命（明治四十四年（一九一））の理想も、袁世凱の野望で混乱し、袁打倒の第三革命が進展しつつあるときであつたが、本書の序文のあと部分で、「經文（法華経）に大地震裂して地湧の菩薩の出現することを云ふ。…支那は十年前の十月十日（※辛亥革命の勃発時）、清末革命の本義を徹底せんが為めに禹域四百州の大地今將に震裂せんとして居る。露西亚の大地震裂（※一九一七年のロシア革命）に際して地湧の菩薩

等は不動尊の□を揮ひ不動尊の火を放つた。レニン君の現はれざる以前、奈翁皇帝（※ナポレオン一世）と明治大帝とに学ぶべしとして示して置いた支那の大統一は支那の何處より湧出する菩薩摩訶薩によりて為さるるであろうか。」と、法華經で説く地湧の菩薩の靈力によって、中国が悪世から解放されて、速かに大統一をとげるよう望むのである。また、本書の最後の章である「二十英□の元寇襲來」の末尾部分で、「…不肖何をか隠さん亦妙法蓮華經の一使徒。教兄日蓮慈悲折伏のコーランを説きて未だ匂を出さず。世界一教を説きて猶支那印度に至らず。成敗唯釈尊の照覽し給ふところ。經卷を抱いて神風渦中に投ずる数句を出でざらん。一巻『大正安國論』を諸公に獻じて去る。生死固より仮意に在り。」とし、その最末尾で、「…宇宙の大道。妙法蓮華經に非らずんば支那は永遠の暗黒なり。印度終に独立せず。日本亦滅亡せん。國家の正邪を賞罰する者は妙法蓮華經八巻なり。

法衣劍を杖いて末法の世誰か釈尊を証明する者ぞ。（大正五年五月二十一日稿了）と結んで、此書を、日蓮の『立正安國論』になぞらえた『大正安國論』として、中国人の読者諸公のなかから國家を安んずる者—地湧の菩薩—の出現を待望したのであった。

ともあれ、北一輝は、自宅の仏間で、毎朝・毎夕に大音声を張りあげて妙法蓮華經を誦誦したが、それだけにとどまらず、誦經の最中に、かたわらの夫人が巫女に昇華して、いろいろと託宣を垂れるのである。しかも、その「おつけ」「北のいわゆる「靈告」の内容が、さきに述べた第一回憲兵調書にある「…國体觀念とか日本主義と言つた様な思想問題の研究、又は之等の主義主張に対する批評等は全然避けて…」の供述とは凡そうらはらの、頗る生臭いものを多分に含んでいたのである。この「靈告」についてはいづれ後述するが、「靈告がおりているときも、言葉に直せるのは北先生だけで…」という証言⁸⁾もあって、北自身の判断で脚色したものと「靈告」なりとして周囲に啓示したことと推察される。思うに、妙法蓮華經の次の二節、

「如日月光明能除諸幽冥
斯人行世間能滅衆生闇」

—(妙法蓮華經如來神力品第二十二)⁹⁾

「無數千萬衆 欲過此險道

(中略) 時有一導師

強識有知慧 明了心決定

在險濟衆難 (中略)

慰衆言勿懼 汝等入此城

各可隨所樂

—(妙法蓮華經化城喻品)¹⁰⁾

にあるように、かれ自ら「斯の人」となつて衆生の闇を滅し、また、「一導師」となつて無数の千万衆の危難を救濟せんとする自負を秘めて、靈告を降したものではないかとも推察されるのである。

周囲は、こうした誦經三昧と神憑りとなつて降される靈告とが醸し出す神祕的状態に陶酔して、北を「高天原」と呼び、大川周明でさえ、かれを「魔王」と呼んで、「…自分自身もその嘘であることを忘れて、眞実を語る以上の情熱を帶び来る雄弁で、苦もなく聴者を煙に捲き去る：話術に驚嘆し、まことに之は人力以上だと思った」と評している。¹¹⁾周辺の人々は、かくして、北を「カリスマ」に仕立ててその神威に畏服していったのである。

1) 三島由紀夫全集十八「農餓の海」第二巻「奔馬」、新潮社（一九七三年）
2) この書は、辛亥革命（一九一二）後の中国で、袁世凱の野心で革命の前途が混屯とした最中に袁打倒の第三革命が進展していたのを背景として、北が大正四年（一九一五）から翌年にかけて執筆、刊行したもので、原題は「支那革命党及革命の支那」とあった。大正十年（一九二二）に校正して発行し

た版は「支那革命外史」と改題されており、ここでは、この版の「革命運動の概観」を参考とした。

3) 寺田稻次郎「革命児 北一輝の逆手戦法」、二八八～二八九ページ、(宮本

盛太郎編「北一輝の人間像」、有斐閣(昭和五一年)所収

4) 大橋秀雄「ある警察官の記録」、五六～五七ページ、みすず書房(昭和四二年)

(未完)

5) さきに、本文中に掲げた戒厳司令部参謀長安井中将の「備忘録」の昭和十一年三月二十七日欄にも、北宅への出入りの人物とか、生活費の件が要点的に記載されている。

6) 第四回憲兵調書(昭和十一年四月十七日)の供述でも、北は「私は益々世の中に対し厭世的の様な考を懷いて、自分の行くべき途は祈りの途であり、神秘の世界であると信じて、益々訪客を謝絶して専心信仰の修業を努めて居りました。」としている。

7) 北玲吉「兄一輝を語る」、二四九ページ、(宮本盛太郎編「前掲書所収」)

8) この証言は、西田税夫人はつのことばである。沢地久枝「妻たちの二・二六事件」、一六〇ページ、中央公論社(昭和四七年)に引用されている。

9) 「支那革命外史」の巻末に引用されている。

10) 9) 「日本改造法案大綱」(西田税書き込み版)、昭和三年十月)の巻末に引用されている。

11) 松本清張「北一輝論」、一七三～一七四ページに引用、講談社(昭和五四)

(未完)